

サービス約款（請負）

セイコーソリューションズ株式会社（以下「当社」という。）がお客様に対して提供する業務【請負形態】の提供条件は以下の通りとします。

—契約条項—

（適用）

第1条 本約款は、お客様が請負形態の業務（以下「本件業務」という。）を当社に委託（以下「個別契約」という。）する契約条件を定めたものです。お客様の注文書に本約款と異なる条件が記載されている場合には、当該条件は適用せず、本約款を適用するものとします。

（個別契約の成立）

第2条 個別契約は、当社がお客様からの注文書を受領し、お客様に対してその承諾の通知をしたときに成立し、本約款の効力が生じます。

2. 注文書には、業務内容、業務期間、成果物、納期、納入場所、検査期間、委託代金、支払期日、支払方法その他の必要な取引条件を定めるものとします。

（仕様）

第3条 成果物の仕様（以下「本件仕様」という。）は、注文書及びそれに付属する書面に定めるものとします。

2. 本件仕様の確定後、お客様がその内容を変更しようとするときは、お客様は、事前に書面により当社に申し入れ、当社と協議するものとします。

3. 前項の本件仕様の変更が業務期間、納期、委託代金等に影響を及ぼすときは、お客様と当社協議のうえ注文書記載の内容を変更するものとします。

（納入）

第4条 当社は、本約款及び個別契約に従い本件業務を履行し、成果物をお客様に納入するものとします。

2. 当社は、成果物を納期までに納入することが困難と認めたときは、すみやかにその遅延の理由及び納入予定等をお客様に通知し対策についてお客様と協議するものとします。

（資材等）

第5条 お客様は、当社と協議のうえ、本件業務の履行に必要なお客様の資料、機器、設備等（以下「資材等」という。）を無償で当社に提供するものとします。

2. 当社は、資材等の提供を受けたときは、善良なる管理者の注意をもって保管し、本件業務の目的にのみ使用するものとします。

3. 当社は、本件業務上不要になったとき、個別契約が解除され若しくは終了したとき又はお客様が返還を要求したときは、すみやかにお客様の指示に従い資材等をお客様に返還するものとします。

4. お客様の事業所その他お客様が指定する場所で当社が本件業務を履行する必要があるときは、お客様は、当社と協議のうえ、資材等の他、本件業務に必要な作業スペース、電力等についても無償で当社に提供するものとします。

5. 当社は、前項に基づき当社の従業員がお客様の事業所その他お客様が指定する場所に立ち入るときは、当該事業所等所定の安全管理、秩序維持等に関する諸規則を当該従業員に遵守させるものとします。

（業務従事者・主任担当者）

第6条 本件業務に従事する当社の従業員（以下「業務従事者」という。）は、当社が選定するものとします。

2. 当社は、労働法規その他関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する本件業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとします。

3. お客様及び当社は、本件業務の主任担当者（以下「リーダー」という。）をそれぞれ1名選任し、相互に書面により相手方に通知するものとします。リーダーを変更する場合も同様とします。

4. お客様及び当社は、個別契約に定める事項のほか、本件業務遂行に係る相手方への要請、依頼、連絡、確認、資料等の提供・返還等を原則として双方のリーダーを通じて行うものとします。

（再委託）

第7条 当社は、本件業務の全部又は一部を当社の責任において当社所定の委託先に再委託することができるものとします。この場合、当社は当該委託先に対して、本約款及び個別契約に基づく義務と同等の義務を負わせるものとします。

（検査）

第8条 お客様は、成果物が納入されたときは、お客様と当社協議のうえ別に定める検査仕様に基づき本件仕様と成果物の整合性について受入検査を行い、その結果を個別契約に定める検査期日までに当社に書面により通知するものとします。

2. 第1項の検査期間内に受入検査結果の通知が当社に到達しないときは、成果物は、検査期間の満了日をもってお客様の受入検査に合格したものとみなします。

3. 当社は、前項の受入検査の結果、成果物が不合格となったことに対して異議がないときは、すみやかに成果物を修補し、前項に従いお客様の再受入検査を受けるものとします。

4. 当社がお客様による受入検査不合格の結果に異議ある場合には、両者誠実に協議のうえ解決するものとします。

（支払）

第9条 本件業務の委託代金の支払方法及び支払期日は、個別契約に定めるものとします。

（保証）

第10条 受入検査合格後に成果物に仕様書との不一致（以下「契約不適合」という。なお、仕様書との軽微な差異やバグを含まない。）が発見された場合、お客様及び当社は、その原因について調査、協議するものとします。その結果、当該契約不適合が当社の責に帰すべき事由によるものと認められたときは、当社は、当該契約不適合のある成果物を修補するものとします。

2. 前項により当社が責任を負う期間は、成果物が受入検査に合格したときから6カ月間とします。

（知的財産権）

第11条 本件業務の過程で生じた成果物、知的財産権（著作権、特許その他の知的財産権を受ける権利を含むがこれに限られない。）及びノウハウ等に関する権利は、すべて当社に帰属します。

2. 当社が従前から有していた成果物、知的財産権及び第1項により当社に帰属する知的財産権を成果物に利用した場合、当社はお客様に対し、お客様が成果物を自己利用するために必要な範囲内で、当該知的財産権の無償使用許諾をするものとします。

（第三者の知的財産権の侵害）

第12条 当社は、成果物について、お客様と第三者との間で知的財産権上の紛争が生じたときは、お客様が次の各号をすべて満たす場合に限り当社の責任において処理解決するものとします。ただし紛争がお客様の責に帰すべき事由によるとき（当社がお客様指示に従った場合を含みます。）又は本件業務について、当社が第三者の知的財産権を侵害しないよう善良な管理者の注意をもって業務を遂行した場合は、この限りではありません。

（1）紛争の事実及び内容を書面によりただちに当社に通知すること

（2）紛争解決の実質的権限を当社に与えること

（3）当社の要求に応じて紛争に関する報告、資料の提出その他必要な協力を行うこと

（秘密情報及び個人情報の取扱い）

第13条 お客様及び当社は、自己（自己の顧客を含む）の技術上、営業上の情報（以下「秘密情報」という。）を相手方に開示するときは、秘密である旨を表示して開示するものとします。なお媒体に化体しない方法により開示する場合は、開示時に秘密情報である旨を明示し、かつ、開示後30日以内に当該秘密情報の概要を記載した書面を秘密である旨を表示して相手方に提出するものとします。

2. お客様及び当社は、個別契約の履行に関連して相手方（相手

- 方の顧客を含む。以下同じ。)の秘密情報及び個人情報を知り得たときは、当該秘密情報及び個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとします。
3. お客様及び当社は、相手方から開示された秘密情報及び個人情報を個別契約の履行の目的にのみ利用するものとし、複製、改変が必要な場合は、事前に相手方から書面による承諾を得るものとします。
4. 前各項にかかわらず、個人情報を除き、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報に含まれないものとします。
- (1) 知り得たときにすでに保有していた情報
 - (2) 知り得たときにすでに公知であった情報
 - (3) 知り得た後自らの責に帰すべき事由によることなく公知となった情報
 - (4) 知り得た後開示された情報と関係なく独自の開発により知り得た情報
 - (5) 第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
5. お客様及び当社は、個別契約の履行に不用となったとき、相手方から請求を受けたとき又は個別契約が解除され若しくは終了したときは、相手方から開示された秘密情報及び個人情報をすみやかに返還又は適切に廃棄するものとします。
6. 本条の規定は、個別契約の解除又は終了後3年間はその効力を失わないものとします。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 お客様及び当社は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、個別契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならないものとします。

(不可抗力)

第15条 当社は、天災地変、火災、公権力による命令処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、感染の拡大等の不可抗力により個別契約に基づく債務の全部又は一部が不履行となったときはその責を負わないものとします。

(契約の解除)

第16条 お客様及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せず、ただちに個別契約を解除することができるものとします。

- (1) 本約款又は個別契約の規定の一つにでも違背し、相手方から相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、期間内にその違背を是正しなかったとき（ただし、個別契約及び取引上の社会通念に照らして軽微な違背である場合を除く。）
 - (2) 正当な事由なく期間内に個別契約に基づく債務を履行する見込みがないとき（ただし、個別契約及び取引上の社会通念に照らして軽微な不履行である場合を除く。）
 - (3) 振り出した手形又は小切手が、不渡処分を受けたとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき、租税滞納処分を受けたとき、破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又はこれらと同様のおそれが生じたとき
 - (5) 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき
 - (6) 相手方に重大な危害又は損害を及ぼしたとき
 - (7) その他、個別契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき
2. お客様及び当社は、前項各号のいずれかに該当したときは、個別契約により生じた一切の債務について、弁済期限の利益を喪失し、ただちにこれを履行するものとします。

(損害賠償)

第17条 当社は、第10条第1項に規定する成果物の当社の責に帰すべき事由による契約不適合に起因してお客様に損害を与えたときは、その損害額等についてお客様と協議のうえ、注文書記載の委託代金相当額を限度として賠償責任を負うものとします。ただし当社の責に帰すことのできない事由から生じた損害、逸失利益、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、派生的損害、付随的損害、データ・プログラムの喪失については賠償責任を負わないものとします。

2. 前項により当社が賠償責任を負う期間は、成果物が受入検査に合格したときから6ヶ月間とします。
3. お客様及び当社は、個別契約の履行に関して相手方に損害を与えたときは、その損害額等について相手方と協議のうえ、注文書記載の委託代金相当額を限度として賠償責任を負うものとします。ただし当事者の責に帰すことのできない事由から生じた損害、逸失利益、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、派生的損害、付随的損害、データ・プログラムの喪失については賠償責任を負わないものとします。

(相 殺)

第18条 当社は、お客様が第16条第1項各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、弁済期にかかわらず、お客様の当社に対する債権と当社のお客様に対する債権とを対当額にて相殺することができるものとします。

(輸出関連法令の遵守)

第19条 お客様は、成果物を輸出するときは、外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令を遵守し、所定の手続をとるものとします。なおお客様は、米国輸出関連法その他の外国の輸出関連法令が適用される場合、それらの法令も遵守するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第20条 お客様及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せず、ただちに個別契約の全部又は一部を解除することができるとともに、被った損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。

- (1) 自ら及びその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であるとき又は反社会的勢力であったとき
- (2) 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったとき
- (3) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え又は関係者が反社会的勢力である旨を伝えたとき
- (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的な言葉を用了とき
- (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し又は毀損するおそれのある行為をしたとき
- (6) 自ら又は第三者を利用して、相手方の業務を妨害し又は妨害するおそれのある行為をしたとき
- (7) 個別契約の履行のために契約する者が前6号のいずれかに該当するとき

2. お客様又は当社は、前項の規定により個別契約の全部又は一部を解除したときは、相手方に損害が生じても、これを一切賠償しないものとします。

(有効期間)

第21条 個別契約の有効期間は、個別契約締結日から委託代金全額の支払完了日までとします。

2. 前項の規定にかかわらず、第10条から第14条、第17条、第19条及び第22条は、個別契約の解除又は終了にかかわらず、その効力を失わないものとします。

(紛争解決方法)

第22条 個別契約に関して生じた一切の問題に関して、日本法を準拠法として日本法により解釈されるものとします。

2. 個別契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議事項)

第23条 本約款及び個別契約に規定のない事項並びに本約款及び個別契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、お客様と当社協議のうえ解決するものとします。

以上

改定履歴

初版：2024年9月10日